

令和6年9月17日

各 位

公益社団法人北海道観光機構
会 長 小金澤 健司〈公印省略〉

「令和6年度 国立公園インバウンド誘客促進調査事業」
委託に係る企画提案の公募について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当機構の事業推進に格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて標記事業に関する委託業務について、次のとおり企画提案を募集することとしましたのでご案内申し上げます。

記

1. 事業名

「令和6年度国立公園インバウンド誘客促進調査事業」

2. 委託内容

別紙「企画提案指示書(業務処理要領)」をご参照ください。

3. 参加表明

企画提案書を提出する意向がある場合は、別紙「参加表明書」をメールでご提出ください。

なおコンソーシアムの場合は、代表となる会社・団体が提出してください。

4. 添付書類

- (1) 企画提案指示書
- (2) コンソーシアム協定書
- (3) 参加表明書

5. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は、本日より3営業日後の15:00までメールで個別相談を受け付けます。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し参加表明期限日以降に速やかに送信します。

担当:マーケティング・DX部 森 TEL:011-231-0941

Email: t_mori@visithkd.or.jp

「令和6年度国立公園インバウンド誘客促進調査事業」

委託業務企画提案指示書

1. 事業目的

本年6月に日高山脈襟裳十勝国立公園が全国35番目、道内7番目の国立公園に指定されました。氷河地形、高山植生及び我が国最大の原生流域を擁する日高山脈から、裾野の森林地域を通じて、切り立った海食崖や海成段丘が特徴的な海岸地域までつながる本地域の価値は、後世に引き継ぐための取組を継続させていく必要があることはもちろんのこと、観光客来訪を通じた地域の活性化の契機とする期待も地域からは高まっている状況にあります。また、政府も、7月に開催された観光立国推進閣僚会議において、民間活力を活用し国立公園の活用を促進していく方針を発出しています。

国立公園エリアにおいては、とりわけ環境と地域経済に配慮した誘客の促進を図る必要性が高く、これまでインバウンドの来訪が少なかった本地域においても、今回の指定により認知度が高まることに伴い、今後のインバウンド増が見込まれます。オーバーツーリズムや二次交通等への対応、政府が発出した国立公園の活用に向けた方針への今後の対応に向けて、これまで以上に各地域団体との連携を図っていきながら進めていくことが重要です。

このため、本事業では地域の観光コンテンツをはじめとする商品等造成に必要な情報を整理することはもちろん、地域の様々な団体等の声に丁寧に耳を傾け、受入体制の確認、環境保全や事故防止に関する懸念事項などを聴取・整理のうえ、今後の商品等の造成やプロモーションへ反映していくため、現地コンテンツ検証、関係者ヒアリングを行うとともに、得られた情報を通じて造成した商品等をアンケート調査・分析し、今後の環境と地域経済に配慮した誘客の促進に向けた取組手法を確立するため本事業を実施します。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等または複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は次のいずれにも該当すること。

(1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただしコンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なおコンソーシアムの場合には別紙協定書を提出すること）

①民間企業

②特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

③その他の法人、または法人以外の団体等

(2) コンソーシアムの構成員が単独企業または他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参

加する者でないこと。

(3) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることが出来る者であること。

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする

5. 予算上限額

22,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）

なお、本事業は北海道議会の予算案の議決前であるため、議決結果によっては委託業務内容及び予算上限額を変更、又は事業を中止する場合がある。その場合は、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結の日～令和7年3月21日（金）

(2) 業務スケジュール

9月17日（火） 企画提案募集公示、企画提案指示書配布

9月24日（火） 企画提案参加表明期限15:00締切

10月8日（火） 企画提案書の提出期限15:00締切

10月中旬 企画提案の審査、委託事業者決定

10月中旬～ 契約締結・業務開始

(3) 業務完了日

令和7年3月21日（月）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 現地検証及び地域関係事業者への現地ヒアリング

(ア) 現地コンテンツ等（アクティビティ・観光施設・宿泊施設等）の検証

商品等造成に必要な基本情報を事前に整理するため、専門家を招聘し現地コンテンツ等を確認のうえ、今後の商品等造成に向けた評価・留意点等について整理する。

実施コース：2コース（長期（5泊程度）及び短期（3泊程度））

実施想定時期：10～11月（冬期までに実施）

招聘対象者：1コースにつき6名

- ※ インバウンドを扱う旅行事業者、海外に向け情報発信する国内在住メディア等
- ※ なお、今回のターゲット市場は東アジア・東南アジア（韓国、台湾、シンガポール等）を想定している。

(イ) 地域の関係事業者への現地ヒアリング

13市町村（帯広市、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町）にまたがる広域である本国立公園地域において、地域の外国人受入体制（外国語対応・装備品・アクティビティ対応キャパシティの状況・二次交通など）や自然環境保護と地域経済の両立に配慮したうえでの誘客、事故防止に向けた課題等を地域の関係事業者から網羅的に聴取する。

聴取した結果は、(1)現地コンテンツ等の検証により得られた情報とともに、地域事業者等が一括して把握できるような形にデータを整理する。

現地ヒアリング対象：市町村（観光部局及び環境担当部局）、観光協会、
観光事業者（観光施設、ガイド事業者、宿泊事業者など）
環境団体（自然保護活動を行っている団体、機関など）

- ※ ヒアリング対象にエリア間における偏りが生じないように配慮すること。
- ※ 網羅的に、なるべく多い事業者・団体にヒアリングを行うこと。現地ヒアリングを基本とするが、現地側の都合で調整できない場合はオンラインによるヒアリング（ZOOM、Microsoft Teams 等）も可とする。

実施想定時期：10～12月

- ※ 上記（ア）現地検証と本現地ヒアリングは、現地検証の実施可能時期を鑑みながら、できる限り並行的に行うこと。

(3) 商品（ツアー）、モデルコースの造成

上記（1）、（2）の結果により得られる、地域の受入体制や意向等に関する情報を踏まえうえで、日高山脈襟裳十勝国立公園を主要エリアとした来年度から販売・誘客可能な商品（ツアー）、モデルコースを6コース以上造成する。

造成にあたっては、今後 Web アンケートで幅広い意見を得ることができるよう、造成コースにおいてエリア内 13市町村を網羅すること。また、アクティビティ（種類・難易度）のバランスにも配慮し、各コースがバラエティに富んだ内容となるよう図ること。

(4) 海外旅行会社等にWebアンケート調査を実施

日高山脈襟裳十勝国立公園地域の観光コンテンツを活用したツアー商品・モデルコース（6コース：別途当機構が事業者へ委託したうえで策定）について、海外旅行会社等に対してWebアンケートを実施し、商品等の魅力度・改善点・地域への要望等を調査する。

このために、アンケート調査項目の選定・Web回答用フォームを作成するとともに、ツアー商品・モデルコースの紹介用商材制作・翻訳を行う。

アンケート調査先：韓国、台湾、シンガポールにおいて、日本向けツアー商品を取り扱っている
旅行会社を中心に想定(15社以上)

(5) 分析・報告

上記(1)～(4)により、地域情報を網羅的に得るプロセスを通じて得られたデータをもとに、今後のインバウンド誘客に向け、環境と地域経済に配慮したうえで地域において今後行うべき方策を分析する。

アンケートの分析結果をはじめ、本事業で得られた成果について報告会を開催(日高・十勝において各1回以上)し、地域関係者に共有する。

※ なお、今後、他の国立公園地域においても今回事業のように、地域情報を網羅的に得るプロセスを通じて環境と地域経済に配慮した誘客が促進できるよう、報告会についてはオンライン聴講も可能な形で実施すること。

(6) 英語版パンフレットの作成等

北海道の7国立公園を一体的にPRするために用いることのできる英語版パンフレットを作成・印刷するとともに、本パンフレットについては電子化し、観光機構サイトにおいて電子化したパンフレットを搭載する英語ページを作成する。

作成部数：5,000部(A4 16ページ程度)

作成期限：令和7年(2025年)1月末日

※ 作成にあたっては、各地域関係団体にヒアリングを行い、地域側意向も踏まえた内容とすること。

8. 報告書の作成

- (1) 7の実施結果等を取りまとめた報告書を作成する
- (2) 報告書は紙媒体(A4版)5部、電子媒体1部とする
- (3) 概要版は紙媒体(A4版1枚程度)5部、電子媒体1部とする
- (4) ローデータの提出は電子媒体1部とする

9. その他の提案

予算の範囲内で1の事業目的に資する有効な企画があれば、提案書に盛り込むこと

10. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

- (1) 表明期限：令和6年9月24日(火) 15:00
- (2) 表明先：下記問い合わせ先に提出
- (3) 表明方法：別紙書式をEメールで添付送信してください

11. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書 費用項目の明細を記載すること。概算見積とし捺印不要

- ①直接人件費：業務処理に直接必要とする経費
- ②経常的直接経費：消耗品費、通信運搬費、旅費（業務処理に従事する者の交通費・宿泊費等）
- ③特別直接経費：印刷製本費（調査票や報告書の印刷、翻訳等の外注分）
- ④その他：諸経費、技術経費等

12. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版とする。ただし全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

例：A案・B案と複数記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は審査対象外とする

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

13. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 7部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの6部）

(2) 提出場所 下記問い合わせ先に提出

(3) 提出期限 10月8日（火） 15:00

(4) 提出方法 提出場所への持参または郵送

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない

※提出の企画提案書は別途データでも電子メール等により提出すること。なお電子データのみでの提出は認めない（電子データで提出する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの）

14. 企画提案に関する審査

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 審査対象者が4者以上の場合には予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用に機器類を使用する場合は、事前に申し出の上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。
- (8) プレゼンテーション会場に入ることが出来るのは3名までとする。

15. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

- ① 指示内容が十分理解されているか
- ② 協力体制など人的ネットワークが確保されているか
- ③ 効果的な事業内容となっているか

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか

(3) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され遂行能力があると判断できるか

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか

16. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として観光機構と受託事業者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託事業者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする。
- (5) 作成した北海道観光データ等に関して観光機構の web サイト等での二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。
- (6) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託

する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）…再委託を行うことはできない
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務…再委託に際し、当機構の承諾を要する
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）…再委託に際し、当機構の承諾を要さない

17. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託事業者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託事業者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託事業者において負担するものとする。
- (5) 受託事業者は、契約前に地域への説明会を実施する際は、その発生する費用は受託事業者において負担するものとする。

18. 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構 マーケティング・DX 部 (担当:森)
TEL:011-231-0941 Email:t_mori@visithkd.or.jp

参加表明書

「令和6年度国立公園インバウンド誘客促進調査事業」

委託に係る企画提案の公募について

企画提案の参加を表明します

会社名	
部署	
氏名	
TEL	
Email	

送信先

公益社団法人 北海道観光機構

マーケティング・DX 部 (担当: 森)

Email: t_mori@visithkd.or.jp